

国際エネルギースタープログラム 基準の変更に伴うラベルの扱いについて

平成 19 年 2 月 28 日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー対策課

国際エネルギースタープログラム（以下「エネスタ」という。）については、米国 EPA の基準等が変更されたことにより、日本においても平成 19 年 4 月 1 日から基準等の変更を予定しているところ。

今回の基準等の改定により、3 月 31 日までの現行エネスタ基準においては適合していた製品が、4 月 1 日以降の新エネスタ基準には適合していない場合が考えられる。この場合、4 月 1 日以降、消費者がカタログ等に表示されたままになっているエネスタラベルを見て、新基準に適合しているものと誤認する可能性もあり、速やかな対応が求められる。

このことから、以下のとおりの対応を求める。

- 4 月 1 日以降に製造する製品については、新エネスタ基準の届出を行った製品のみエネスタラベルを添付することが出来ることとする。
- 4 月 1 日以降にメーカーが発行するカタログについては、新エネスタ基準の届出を行った製品のみエネスタラベルを表示できることとする。従って、新エネスタ基準の届出を行っていない製品のカタログについては、原則、4 月 1 日までにカタログの刷りなおしや現行基準のみの適合である旨の紙を差し込むなどの対応すること。既に、カタログに現行基準のみ適合と明記されている場合には、対応の必要はない。
- 消費者の商品選択の際には特段の影響がない取扱説明書、梱包などは、3 月 31 日までに対応を完了しなくてもよいが、可能な限り早期に対応すること。
- いずれの場合についても、流通段階に移行しており、メーカーの管理できない状況にあるものについては、対応の必要はない。ただし、流通サイドに情報の周知を行うなど消費者が誤解しないよう対応すること。

以上